

企画競争実施の公示

令和4年6月20日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 水嶋 智

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度総合パンフレット制作等業務
- (2) 業務内容 本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）の名称は認知している（認知し得る場面にいる）が、事業内容は十分に認知していない沿線住民・関係者、沿線自治体、大学生・第二新卒、マス・コミュニケーション機関（一般紙・業界紙）等をメインターゲットとし、上記メインターゲットに対して当機構の全体像や事業内容、当機構事業による社会貢献、環境配慮等について総合パンフレットを通じて示すことで、当機構事業への関心喚起や理解を深め、当機構事業の円滑な推進に繋げることを目的とするものである。業務内容は、「①総合パンフレットの企画、編集、印刷等」、「②当機構ホームページ用データ作成」である。詳細は、仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年2月28日まで

2 企画競争参加資格要

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、「関東甲信地区」において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 企業の業務実績に関する要件

平成29年度以降に完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数300人以上の企業に限る。）の「パンフレット制作等に係る業務」（企画検討から編集・印刷等までを含む一連の業務に限る。再委

託による業務は含まない。)の実績を2件以上有すること。

(6) 配置予定技術者等に関する要件

平成29年度以降に完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数300人以上の企業に限る。）の「パンフレット制作等に係る業務」（企画検討から編集・印刷等までを含む一連の業務に限る。再委託による業務は含まない。）における総括責任者としての経験を2件以上有すること。ただし、総括責任者1名では要件を満たせない場合、総括責任者以外で当該経験を有する者の配置により、要件を満たすことを可とする。

(7) 配置予定の担当デザイナーに対する要件

平成29年度以降に完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数300人以上の企業に限る。）の「パンフレット制作等に係る業務」（企画検討から編集・印刷等までを含む一連の業務に限る。再委託による業務は含まない。）における経験を3件以上有すること。ただし、担当デザイナー1名では要件を満たせない場合、担当デザイナー以外で当該経験を有する者の配置により、要件を満たすことを可とする。

3 手続等

(1) 担当支社等

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
本社 経理資金部会計課
電 話 045 - 222 - 9049
FAX 045 - 222 - 9047
電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

- ア 交付期間 本公示の日から令和4年7月11日まで。
- イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
- ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年7月11日16時00分。
- イ 提出場所 (1)に同じ。
- ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (4) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所
ヒアリング実施の有無 実施しない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- (9) その他の詳細は説明書による。